

市民活動団体等との協働推進について

～ 市民活動の現状と促進方策 ～



令和6年3月

鹿児島市

< 目 次 >

◎ 策定の趣旨	1
1. 市民活動と協働の必要性	
(1) 市民活動とは	2
(2) 市民活動団体の特性	2
(3) 市民活動団体に期待される役割	3
(4) 協働によって期待される効果	4
(5) 協働事業の検討	6
(6) 協働の形態	8
(7) 協働の流れ	10
2. 市民活動の特徴と課題	
(1) 特徴	11
(2) 課題	12
3. 市民活動団体等との協働推進についての基本的考え方	
(1) 目標	13
(2) 基本原則	14
4. 市民活動団体等との協働を推進するための方策	
(1) 市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援	15
(2) 市民の協働意識の醸成	17
(3) 企業との協働・連携の促進	18
(4) 職員の意識向上と環境づくり	19

◎ 策定の趣旨

○ 市民活動への期待の高まり

近年、人口減少・少子高齢化の進行や情報通信技術の進展、災害や感染症リスクの高まりなど、私たちを取り巻く社会経済情勢の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルも変化し、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化しています。また、地域における課題は、ますます複雑化・多岐化し、これまでのやり方では解決が難しい多くの課題に直面しています。

行政による公共サービスは、画一的・網羅的な課題解決には適しているものの、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。また、様々な地域課題を解決するためには、行政のノウハウや専門性、枠組みだけでは対応が困難な面もあります。加えて、人口減少・少子高齢化などを背景とした行政の財政状況の悪化により、地域課題への行政の対応力は低下していくことが危惧されています。

このように、これまでの公共サービスの提供体制に変化が迫られる一方、市民による社会貢献意識には変化が生まれています。地域社会においては、環境美化、子ども育成、防災、まちづくりなど、自助・共助の必要性が意識されはじめ、市民の自主的で主体的な公益活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識は高まりつつあります。また、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきました。

さらに、このような中で、変化に的確に対応し、課題を克服しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを展開していくためには、行政のみならず、市民、企業などあらゆる主体が、適切な役割分担の下で参画し、協働していくことが求められています。

○ 策定の目的

本市では、令和4年度を初年度とする「第六次鹿児島市総合計画」において、目指す都市像として「つながる人・まち 彩りあふれる躍動都市・かごしま」を掲げ、市民が主役の鹿児島市の実現を基本に、NPO法人等の市民活動団体や企業など、多様な主体が協働・連携し、新しい価値をともに創るまちづくりを展開しています。

また、これまで、平成16年3月に策定した「鹿児島市と市民活動団体との協働推進について～市民活動の現状と促進方策」（平成21年3月、26年3月、30年3月改定）に基づき、協働を推進するための様々な取組を行ってきました。

この間、本市では各方面で新しい活力が芽生え、様々な分野・地域で市民活動が広がりを見せるとともに、協働の取組が重ねられてきました。一方で、市民活動や協働の実践における課題も浮かび上がってきており、新たな段階における自立・持続可能な市民活動団体の支援、協働の推進が求められています。

市民活動団体の状況については、NPO法人を例にとると、平成15年にわずか49団体であった法人数が、25年度末には395法人まで急激に増加しました。その後は、一定数の新規認証はあるものの同数程度解散する法人があり、横ばいの状況が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあって解散する法人が増加し、令和5年12月末現在では346法人となっています。また、市民活動団体等との協働事業数は、「第六次鹿児島市総合計画」の目標指標の一つとしており、令和8年度末で839件を目標としていますが、総合計画策定前（令和2年度）の482件から4年度は780件と同感染症拡大前の状況に戻りつつあります。

前回の改定から5年が経過し、このように本市の市民活動団体を取りまく環境や状況も変化してきていることから、本市の市民活動に関する現状について改めて調査を行い、市民活動団体や企業などとの協働推進のための方策について、再度、基本的な考え方を整理し、まとめようとするものです。

1. 市民活動と協働の必要性

(1) 市民活動とは

「市民活動」とは、「自主的かつ自立的に行う営利を目的としない^{※1} 公益的な活動」のことです。

本市では、これらの活動を行う団体を「^{※2}市民活動団体」としています。

また、近年、「企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）」として、社会貢献活動に積極的に取り組む企業が増え、企業も「^{※3}新しい公共」の担い手として期待されてきていることから、以下では、市民活動団体と企業の両方を含む場合は、「市民活動団体等」と表記することとします。

※1 「公益的な活動」とは「不特定かつ多数のものの利益の増進を図り、市民福祉の向上に寄与する活動」のことですが、政治活動や宗教活動などには含まれません。また、ここでいう「営利を目的としない」とは無償でサービスを提供するというのではなく、「利益を構成員等に分配せず、団体の活動のために用いる」という意味です。

※2 「市民活動団体」には法律で定められた要件を充たし、法人格をとって活動する「特定非営利活動法人（NPO法人）」や、公益的な活動を行う「一般社団法人」のほか、「地域コミュニティ協議会や町内会、地縁団体等」、「ボランティア団体」などが含まれます。

※3 「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的なサービス等の提案及び提供主体となり、共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのことです。

(2) 市民活動団体の特性

市民活動団体は、行政と同様に地域課題の解決につながるような様々な分野での取組を行っていますが、その活動は以下のような特徴を持ち合わせています。

- ・先駆性… 変化しつづける地域課題や市民ニーズを受け、独自の視点から課題解決の方法などを見つけ出し、従来には無かった新しいサービスを提供する。
- ・専門性… 様々なネットワークや培ってきた経験等から、行政では解決できない専門的な地域課題に対しても対応できる。
- ・柔軟性… 行政で求められる公益性や、企業で求められる営利性にとらわれることなく、柔軟に公益的なサービスを提供できる。
- ・地域性… 市域全体の課題でなくとも、その地域独自の地域課題等に対して取り組むことが可能であり、地域に密着したサービスの提供が可能である。

全ての団体が必ずしもこの全ての要素を持ち合わせているわけではありません。また団体の規模や体制によって、この要素をどの程度含んでいるかはまちまちです。

しかし、地域課題や必要とされる市民サービスの内容に応じて協働すべき相手を選択し、行政だけでは不足している団体の特性を生かすことで、これまで行政だけでは十分に提供できなかった、きめ細やかな市民サービスを提供することが可能になるものと考えられます。

(3) 市民活動団体に期待される役割

変化に的確に対応し、課題を克服しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを展開していくためには、行政のみならず、市民、企業などあらゆる主体が、適切な役割分担の下で参画し、協働していくことが求められており、市民活動団体には一般的に以下のような役割が期待されています。

- ア. 地域に密着した新たな社会サービスの提供
- イ. 「市民が主役のまちづくり」を進めるうえでの原動力
- ウ. 自己実現・生きがいの場の提供や新たな雇用の創出
- エ. 地域のつながりの形成と地域の活性化

ア. 地域に密着した新たな社会サービスの提供

市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、市民のニーズは複雑・多様化してきています。これらの多様なニーズに対応するためには、公平・均一的な立場でサービス提供を行う行政や、利益追求を基本にサービス提供を行う企業だけでは対応しきれない面があります。

市民活動団体は、こうした行政や企業の枠を越えて、社会の課題を自ら発見し、その解決に向けて取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスを提供できる主体として期待されています。

イ. 「市民が主役のまちづくり」を進めるうえでの原動力

市民活動団体の活動は、市民が主体となって、地域の課題の解決や仕組みづくりに取り組むものです。地方分権が進むなかで、様々な地域課題の解決や市民サービスを提供するためには行政だけでなく、市民が積極的にまちづくりに参加し、主体となって取り組んでいくことが必要です。

市民活動団体は、こうした「市民が主役のまちづくり」を進めるうえでの原動力として、重要な役割を担うことを期待されています。

ウ. 自己実現・生きがいの場の提供や新たな雇用の創出

市民活動は、自らの知識や経験を生かすことによって、自分らしさを発見し、自己実現を図ることができるとともに、仲間づくりや生きがいづくりにもつながります。

市民活動団体は、このような場の提供や、活動の場が広がり、組織が拡大することによる「新たな雇用の創出」についても期待されています。

エ. 地域のつながりの形成と地域の活性化

市民活動団体は、団体単独ではなく地域の住民や関係団体と一緒に活動をしていきます。これらの活動により、これまで接点のなかった個人や団体の間につながりが生まれます。また、市民活動を通じて、自分の住む地域に愛着を持つ人が増えたり、課題解決のための選択肢が豊かになって、地域の課題解決能力が高まるなど、地域の活力が高まるという効果も考えられます。このほか、近年、各地で発生している自然災害時には、救助活動や被災者の支援などで地域住民とともに力を発揮しており、地域の絆やつながり・支え合いの重要性が再認識される中であって、欠かせない存在となっています。

このように、市民活動団体には、地域のつながりの形成や地域の活性化に寄与することが期待されています。

(4) 協働によって期待される効果

市民活動団体等と行政との協働により、次のような効果が期待されています。

① 市民にとって

◆市民サービスの向上

これまで行政が対応できていない分野等において、柔軟な発想と多様で専門的なノウハウを持つ市民活動団体と協働することにより、多様化する市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスを受けることができます。

◆活躍の場の創出

地域で活動する市民活動団体が増え、活動が活発になることで、市民がこうした活動に参加する機会が増え、生きがいつくり、夢や希望の実現の場になるほか、多様な知識や経験を活かせる機会が生まれます。

◆市民参画の促進・住民自治意識の向上

地域の課題に市民が自発的、主体的に取り組むことにより、まちづくりに対する市民参画促進につながるとともに、地域における自主的、自立的な課題解決能力の向上が図られ、地域社会の活力が向上します。

② 市民活動団体にとって

◆社会的評価の向上

市民や地域において、市民ニーズや地域ニーズに対応したきめ細やかなサービス(活動)を提供することで、市民の理解が得られ、団体の認知度や評価が高まり、より信頼されて活動が行えます。

◆活動の場の創出

市民や地域での認知度や信頼性が高まることで、より自らの特性を生かした活動を行うことができる場が広がります。

◆組織力の向上

組織風土が異なる行政や企業との協働に取り組むことで、責任ある事業運営が求められるため、運営基盤の強化や課題解決能力の向上につながります。また、活動が活発化することで、財政基盤の強化が図られることもあります。

③ 企業にとって

◆社会的評価の向上

社会的な課題解決に取り組んでいることを広く社会にアピールすることで、活動そのものはもとより、企業そのものについても伝えることができます。そのことによって、企業の社会的評価が向上し、さらには企業価値の向上にもつながります。

◆地域との結びつきの強化

地域住民と密接な関係を有している市民活動団体との協働に取り組むことで、地域社会との結びつきの強化につながります。

◆社員の資質向上

社員が市民活動に積極的に参加し、場合によっては他の組織の活動とふれ合うことで、社員の資質の高まりや他の組織とのネットワークを構築することで人的なつながりの拡大が期待できます。

④ 行政にとって

◆地域課題への対応

新たな地域課題にいち早く対応している市民活動団体等と協働することによって、潜在的な地域課題を掘り起し、市民サービスにつなげることができます。

◆効果的・効率的な施策の実施

行政と市民活動団体等の双方が持つ社会的な資源を有効活用することができ、双方の特性を活かすことで相乗効果を発揮し、効果的・効率的な施策の実現が可能となります。

◆職員の意識改革

異なる価値観や行動原理を持つ市民活動団体等との協働によって、職員が多様な発想・価値観を見出すことになり、職員の意識改革と資質向上、行政の体質改善につながる契機となります。

～「経費削減」は二次的効果～

協働の目的は、経費削減ではありません。利益を追求しないという市民活動団体の特性から低コストでの事業実施が可能な場合もありますが、これは、役割分担による行政の業務見直し等、協働の手法を取り入れたことから生じる結果といえます。

市民活動団体の「営利を目的としない（非営利）」とは「無償」ということではなく、「収益はあげてもよいが、その収益を構成員で分配してはいけない」ということです。ですから、活動に対する対価を得ても、収益事業を行っても構いません。そうして生じた利益を次の非営利活動の資金として充てていきます。非営利活動を継続的、組織的に行うために活動資金を確保することは当然とも言えます。

国の調査によると、過去には、「市民活動＝ボランティア」との誤解から不当に低い積算による契約を行った結果、市民活動団体を疲弊させることとなった事例もあったようです。

市民活動団体との協働（特に業務委託など）を検討する際は、双方にメリットがあることを念頭に、人件費も含め、適切な積算を行うようにすることが大切です。

(5) 協働事業の検討

行政が協働での事業実施を検討する場合には、当該事業が協働に適した事業かどうかを十分検討する必要があります。協働に適した事業とは、市民活動団体等と行政がお互いの特性を活かし、協力して事業を実施することにより、市民サービスの質や量の向上が見込める事業です。

協働を推進していくためには、新たに取り組もうとする課題への対応や既存の事業について、以下の視点で、協働することがふさわしい事業かどうかを検討することが必要です。

【新たな事業で協働を検討する場合】

- ・協働することで、地域課題の解決につながるか。
- ・協働することで、市民活動団体等の特性を活かした、より良いサービスが提供できるか。
- ・当該事業に対して、市民の高いニーズがあるか。

【既存事業を見直し、協働を検討する場合】

- ・協働で実施した方が、これまでよりさらに市民ニーズに合ったサービスが提供できるか。
- ・協働で実施した方が、サービスの質や量が向上するか。
- ・協働で実施した方が、事業の実施方法が効率的になるか。

協働により効果が期待できる事業として、具体的には以下のような事業が考えられます。

◆ 多人数の参加、集客がある事業

(例 各種のイベントの開催事業、各種の啓発を行う事業など)

多くの市民がスタッフやボランティアで参加できるイベントや、市民活動団体等が独自のネットワークを用いて広く事業広報等を行える事業。協働で行うことにより、行政独自で集客や広報を行うよりも、大きな効果が期待出来るようになる。

◆ 個別対応が望まれる事業

(例 子育て支援事業、高齢者の介護や見守りに関する事業など)

個々の事情に応じて、個別に柔軟な対応が必要になる事業。協働で行うことにより、行政だけでは均一なサービスしか提供できなかったものが、個別の市民ニーズに対応した、より効果的な市民サービスの提供ができるようになる。

◆ 地域に応じた対応が望まれる事業

(例 地域の安心安全、高齢者の見守り、道路の草払いなど)

地域ごとの課題に応じて、柔軟な対応が望まれる事業。協働で行うことにより、地域独自のニーズに沿った市民サービスの提供ができるようになる。

◆ サービスの受け手が当事者となりうる事業

(例 商店街活性化、地域の祭り等の開催に関する事業)

サービスを必要としている人が、自ら当事者となってほかの市民にサービスを提供するような事業。まちづくりに関する事業など、自らが当事者であることから、的確でニーズにそった効率的な市民サービスの提供ができるようになる。

◆ 高度の専門性や、実践に沿った高い知識が必要な事業

(例 DV防止対策、難病支援、自閉症や児童虐待防止対策に関する事業など)

専門的な知識や高度な専門性が要求される事業。協働で行うことにより、行政では確保できないような、特定の分野における市民サービスの質を確保することができたり、行政の発想を超える新たな対策を実施することができるようになる。

◆ 先駆的取組を行う事業

(例 介護者の支援、高齢者の買物支援など)

様々な社会的課題に対し、市民活動団体等の特性を活かし、行政よりも先駆的に課題解決に取り組んでいる事業。行政よりも迅速かつ効果的に課題解決につなげることが可能になる。

◆ 施設運営等

(例 公共施設の運営管理など)

公共施設の中で、主に市民が利用する施設の運営や管理。

市民活動団体等の独自で柔軟な発想により、より市民が使いやすい施設の運営が可能になる。

～パートナーの選定～

① 市民活動団体等の情報収集

行政と市民活動団体等との協働には、協働相手として適当な市民活動団体等が存在しなければ、事業実施は不可能ですし、市民活動団体等であればどこでもよいというわけではありません。そのため、日頃から自分の部署に関係する市民活動団体等に関する情報を収集しておくことも大切です。既に市民活動団体等との協働事業を実施したことがある部署に聞いてみたり、ホームページやパンフレット等から情報を収集することもできます。

② 適切な協働相手の選定

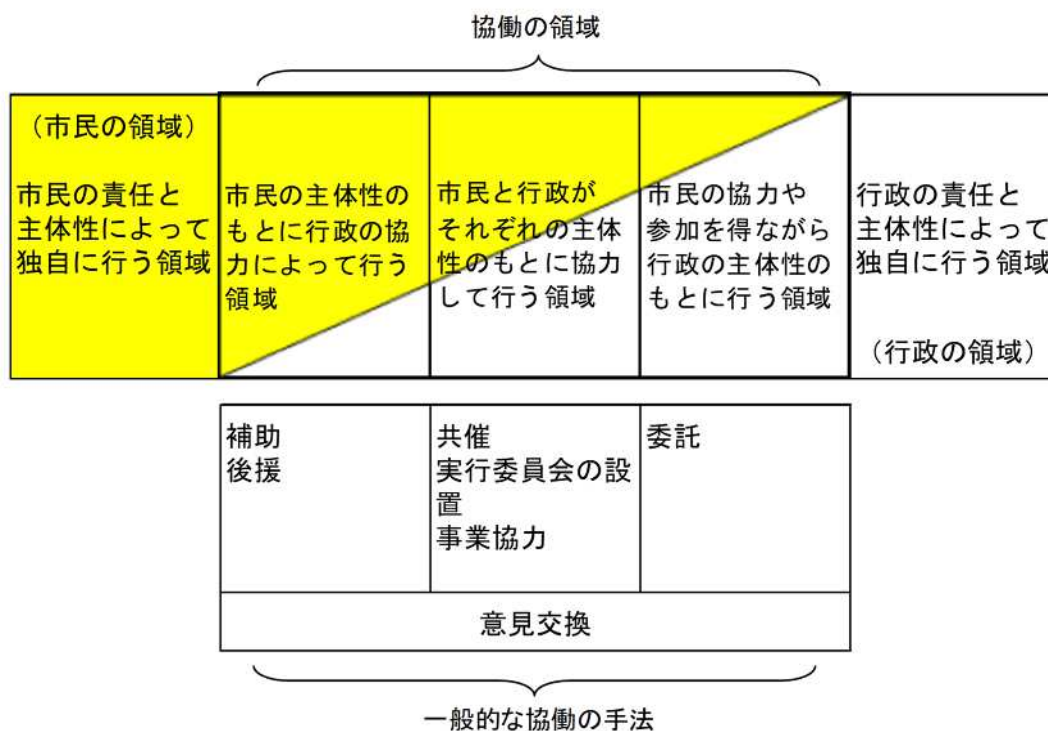
市民活動団体等は、活動分野や活動内容、財政規模、組織規模等、多種・多様な団体が存在しているため、協働事業を効果的に進めるためには、何のために協働するのかを明確にしたうえで、最もふさわしい市民活動団体等を協働相手として選定する必要があります。

協働相手を選定する基準や方法は、選択した協働手法、事業の場面によって異なりますが、事業実施能力や運営状況などを検討し、事業を着実に進め質の高いサービスが提供できる市民活動団体等を選定する必要があります。

(6) 協働の形態

市民活動団体等と協働するためには様々な形態が考えられます。協働にあたっては、どのような役割分担と責任の範囲が適当か、どのように協働が進むことがよいのかについては、決まった形があるわけではなく、市民活動団体等と行政がそれぞれの目的を達成するために最も効果的な形態を選択することが必要になります。

一般的に協働の領域は、以下のように表すことができます。



協働の領域ごとに協働の形態を整理すると以下ようになります。

◆ 委託

市民活動団体等有している「専門性」や「先駆性」が求められる分野での公益的なサービスの実施等について、市民活動団体等に委託することです。これにより、新たに生まれた課題やニーズに対しても柔軟な取組みができることとなります。

また、委託により事業の効率化が図られるというメリットもあります。委託の場合は事業の成果権利が市にある一方で、事業責任も追うこととなります。

◆ 共催、実行委員会の設置

協定や契約等により、市民活動団体等と共同で事業を進めていく方式です。場合によっては団体同士で実行委員会などの新しい組織を立ち上げ、その組織が主催となって事業を進める方式です。共催の場合、本市も事業の実施責任の一端を負うこととなります。

また、事業の企画段階から様々な立場で意見を出し合うことにより、適切な協働の関係を築き、事業をより市民ニーズに即したものにすることが可能になります。

◆ 事業協力

市民活動団体等と行政の間で、それぞれの特性を活かし、一定の期間継続的に協力して事業に取り組むものです。本市でも、清掃活動やイベント運営で、市民活動団体等やボランティアの協力をいただくなど、多くの事業協力が行われています。

◆ 補助

市民活動団体等が実施する公益的なサービスに対して、経費を助成することです。

委託と違う点は、事業の成果権利や事業責任が市民活動団体等にあるという点です。(場合によっては事業の成果権利は市と団体との共有になることもあります) 補助金の場合も財源が税金であることから、委託と同様に公正かつ効率的な使い方に努める必要があります。

したがって、事業終了後には、事業成果の確認や必要書類等の提出を求める必要があります。

◆ 後援

市民活動団体等が活動するに当たり、事業の内容によって後援を行うことにより、事業に対する信用を得ることが可能になり、市民からの理解や協力を得やすくなります。

共催と違う点は、事業実施の責任が団体にあることですが、後援をする以上、一定の公益性などについて審査が必要です。

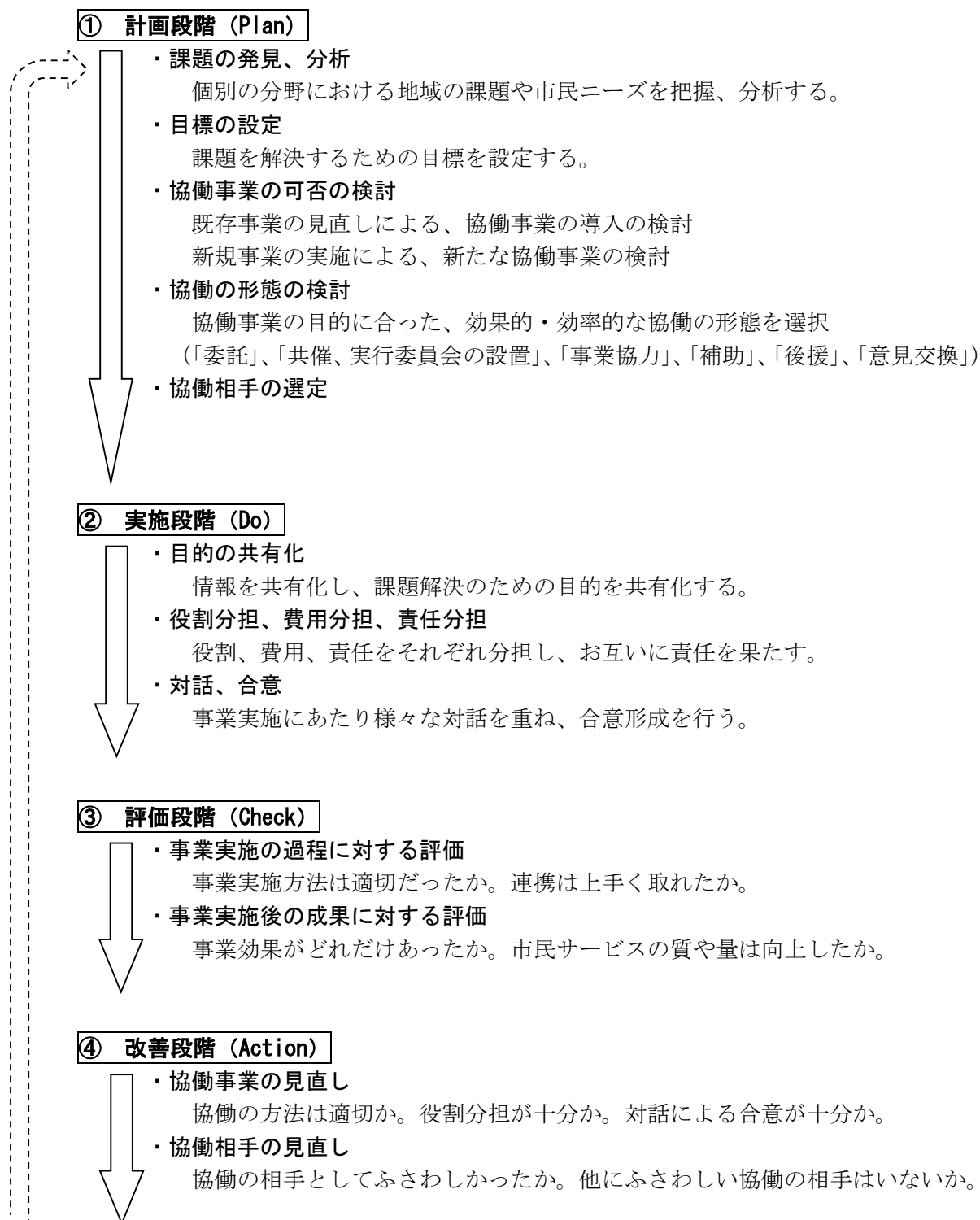
◆ 意見交換

市民活動団体等と行政双方が、お互いの情報を交換したり、提案や協働事業に関する意見、ニーズなどを聴き、施策を進めたりするものです。

意見交換や情報交換を行うことで、お互いの考え方の違いや共通点が発見でき、相互理解が進むとともに、双方の事業の改善や新たな協働事業を実施するきっかけにすることができます。

(7) 協働の流れ

市民活動団体等と協働する場合、どのような形態であっても基本的には以下の流れで事業を進めることになります。



2. 市民活動の特徴と課題

「市民活動に関するまちかどコメンテーターアンケート調査」、「市民活動に関する実態調査」及び「市民活動に関する市民意識調査」より、本市の市民活動の特徴と課題としては、次のように整理することができます。

(1) 特徴

NPO法人

- ① 鹿児島市のNPO法人数は、ここ5年で減少傾向にある
- ② 無給のボランティアのみで活動する法人が、約4割存在する
- ③ 全く収入のない法人が、約1割存在する
- ④ 『活発に活動が行われている』法人が、約8割となっている
- ⑤ 『活動の幅を広げていきたい』と考える法人が、5割以上となっている
- ⑥ インターネットを活用して情報の発信・入手を行う法人が多い
- ⑦ 他団体との連携の意向がある法人が約7割となっている
- ⑧ 他団体との連携にあたり、行政にそのきっかけづくりを求めている
- ⑨ 活動メンバーが不足している、リーダーとなる後継者育成に課題を抱える法人が多い
- ⑩ 事業収入や寄付金・協賛金の確保に課題を抱える法人が多い
- ⑪ 広報費用の捻出に課題を抱える法人が多い
- ⑫ 行政との関わりは、側面的な支援を求めている
- ⑬ 行政には、「資金の援助」を最も期待している

市民

- ① 市民活動に対する関心度が、高まってきた
- ② 『市民活動を行った経験がある』市民は、増加傾向にある
- ③ 市民活動を行って良かったことは「多くの人たちと交流ができ、つながりを得ることができた」が最も多い
- ④ これまで市民活動に参加できなかった理由は「きっかけや機会がない」が最も多く、次いで「忙しくて時間がない」、「活動に関する情報が得られない」の順である
- ⑤ 市民活動への参加・協力意向は「出来る範囲であれば参加・協力したい」が最も多い
- ⑥ 参加・協力する条件については「時間に余裕がある」が最も多い
- ⑦ 市民活動を行いやすい環境づくりのための条件としては「時間等の制約が緩和され、自分の生活に合わせて活動できること」と「市民活動に関する各種情報が容易に入手できること」の割合が高い
- ⑧ 企業の社会貢献に対しては、「推進してほしい」と考えている
- ⑨ 行政の市民活動への関わり方は、側面的な支援を望む意見が多い

(2) 課題

NPO法人についての課題

- 人材の確保（後継者、新たな参加者）
- 活動資金の確保（事業収入、寄付金・協賛金、助成金）
- 情報発信の充実（費用の捻出、広報の手段や媒体）
- 他団体との連携の推進

市民についての課題

- 市民活動に関する更なる意識の向上
- 市民活動への参加促進
- 市民活動に関する情報の不足

行政についての課題

- 支援体制の充実・周知
- 市民活動の広報強化
- 連携が推進される場・機会の創出
- 市民に向けた市民活動の情報提供と参加促進

※調査の詳細については、別冊の「市民活動の現状と課題」、「市民活動に関する実態調査結果」及び「市民活動に関するまちかどコメンテーターアンケート調査結果」を参照

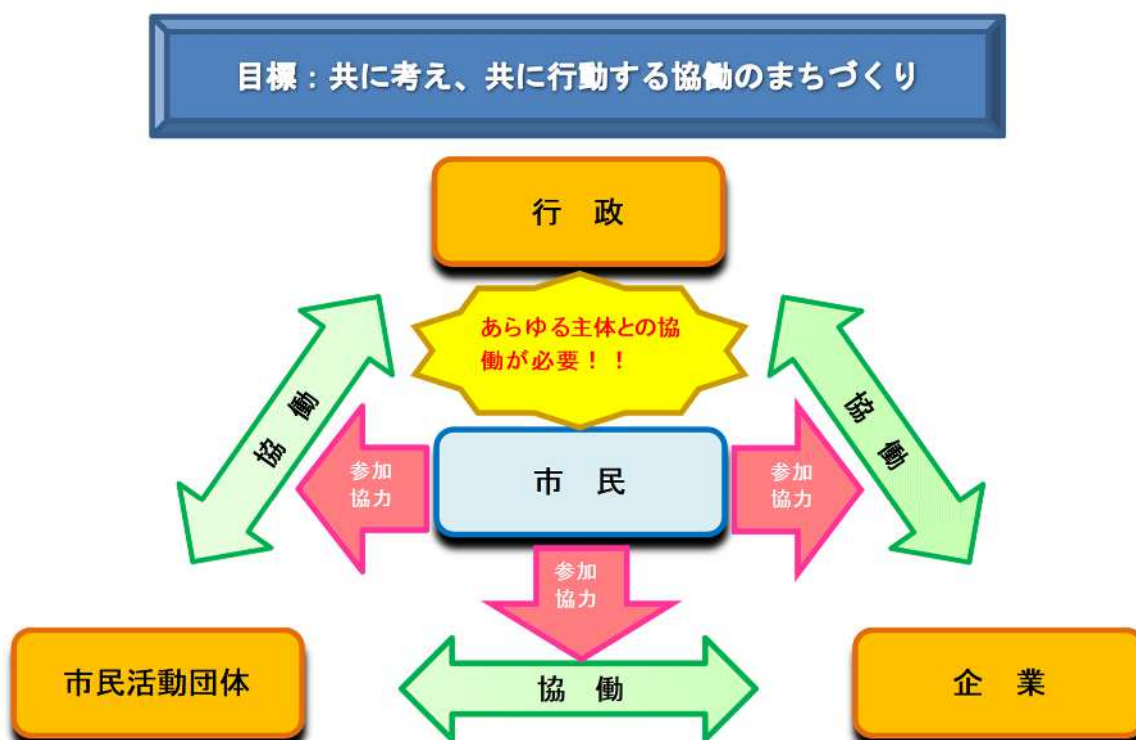
3. 市民活動団体等との協働推進についての基本的考え方

(1) 目標

今後の本市のまちづくりにあたっては、「市民が主役のまちづくり」を基本に市民、企業、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、互いに手を携え協働することにより、「かごしま」の特性を生かし、「共に考え、共に行動する協働のまちづくり」を進めていかなければなりません。

そのためには、地域社会のなかで重要な役割を担っている市民活動団体等をまちづくりのパートナーとして位置づけるとともに、その自主性・自立性を最大限に尊重するなかで、市民活動の環境を整えるなど、より効果的な協働関係の構築に向けて取り組んでいきます。

【協働のまちづくりのイメージ図】



(2) 基本原則

市民活動団体等との協働関係の構築にあたっては、次の4つを基本原則とします。

① 自主性・自立性の尊重と対話による相互理解

市民活動団体等は本来自主的、自立的な活動を行う団体です。これらの団体との協働関係を築くためには、同じ課題解決が目的であっても、それぞれが独立した立場を有し、その立場での異なった考えがあることを互いに理解しあうことが必要です。

市民活動団体等の自主性・自立性を最大限尊重し、役割の押し付けではなく、互いが自らの責任や分担を担いながら共通の目的を果たすことを目指します。

また、共通の目的を果たすためには、多くの対話を重ね、考えの違いや責任分担を明確に把握し、その上で共通の目的を果たすよう努めなければなりません。行政からの協働の押し付けにならないよう、市民活動団体等と積極的な対話を行うことで相互理解に努めます。

② 対等な立場としての認識と全庁的な協力体制づくり

協働関係となる市民活動団体等との関係は、行政の下請けとしての上下関係ではなく、協力者としての横並びの関係が重要です。市民活動団体等を対等なパートナーとして認め、理解した上で互いの責任を果たしていくような認識を持ちながら協働関係を構築します。

また、地域課題は様々な分野の要因が絡み合って発生します。市民活動団体等は特定の部署だけでなく本市全体と協働しながら自らの目的を果たしたいと考えています。

本市全体でこれらの団体と協働していくような全庁的な協力体制づくりに努めます。

③ 目的の共有と達成への努力

協働関係を築く目的は、地域課題の解決や市民ニーズに応えることなど様々ですが、協働はあくまでも手段であり、協働の先には必ず目的があります。協働の関係を構築し始めると、互いに協働すること自体を目的化してしまい、本来協働することにより果たされるべき目的があいまいになってしまうことがあります。

行政と市民活動団体等が本来目指すべき目的をきちんと理解し、共有しながら、果たすべき役割と責任を分担し、目的達成のために努力します。

④ 公平性・公正性及び公開性

市民に開かれた協働を進めるために、市民活動団体等に対し、まちづくりのパートナーとなる機会を均等に設けるとともに、パートナーとして選定する際には、その活動目的や内容を公正に判断し、決定します。

また、行政が協働関係を構築する前提はあくまでも市民サービスの向上です。

そのため、行政が協働するためには、その過程や成果を受益者となる市民が広く知る必要があります。

協働の推進にあたっては、公開性を確保します。

4. 市民活動団体等との協働を推進するための方策

「市民活動団体等との協働推進についての基本的考え方」に基づき、市民と市民活動団体等との協働を推進していくための方策を、次のとおりとします。

(1) 市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援

市民活動の活性化のためには、継続して事業が行われることが重要であり、そのためにはそれぞれの市民活動団体が事業を継続するため、団体の実施体制の確保や組織、事務所や収入など団体固有の運営基盤を安定させる必要があります。

また、市民活動団体は事業を行うことで地域課題の解決や社会貢献など、それぞれの団体が固有の目的を有しています。したがって、団体は常に事業内容の充実を試行錯誤しており、これらの団体との協働関係の構築には、活動内容の充実について支援を図ることが必要です。

市民活動団体が特に課題としている人材面、資金面、広報面に加え、団体同士や他の組織との連携など様々な形での事業支援に努めます。

①学ぶ機会の充実【人材面】

市民活動団体の安定的かつ継続的な運営にあたっては、単に目的とする活動を行うだけでなく、活動を進める上で必要な人材を集める方法や事業の企画、資金獲得の手法など団体運営のノウハウやマネジメントの能力が必要となります。しかし、個別の団体が独自でこれらの能力を習得するための研修を開催することは困難であると思われます。加えて、リーダーとなる後継者の育成となると、長期的かつ実践的な取組が重要となります。

これらの支援のために、市民活動を実際に行っている人や、これから市民活動を始めようとする人などを対象とした講座を開催するなど、団体の状況やそれぞれの活動の段階に応じた、学ぶ機会の充実に努めます。

②連携や情報交換の機会の提供【連携】

市民活動団体は人材育成や資金調達など団体を運営するうえでの課題や、事業を遂行するうえでの課題など、広範囲にわたって課題を抱えています。したがって、市民活動団体が単独で事業を進めるには限界があり、こうした課題を解決するためには、他の市民活動団体あるいは市民・企業・大学・行政と協働・連携し、お互いに情報交換をしながら、活動機能を補完しあったり、高めあえるような関係を構築していくことが必要不可欠です。

市民活動団体がそれぞれの活動の質を高め、また行政との協働だけでなく、その活動の広がりや他の団体や組織へ広げるため、協働・連携が促進される「場」や「機会」の提供に努めます。

③市民活動の情報発信への支援【広報面】

市民活動団体が事業を行うにあたっては、活動内容を広く市民に情報発信を行う必要がありますが、こうしたいわゆる「広報」が不得手な団体が数多く見受けられます。

効果的な情報発信を行うことで、市民活動の受益者獲得や人材確保につながるほか、さまざまな団体による協働・連携の促進も期待できます。

このようなことから、市としても市民活動団体の活動について情報収集を行い、ホームページや※SNSを活用したイベント情報の掲載やチラシ配布の協力など市民への積極的な情報発信や庁内での情報共有に努めます。

※「SNS」: 「Social Networking Service」の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。Facebook(フェイスブック)、LINE(ライン)などがある。

④市民活動団体の活動に対する支援【資金面、人材面】

市民活動を促進するためには、市民活動団体の資金的基盤の強化に向けた支援を行うことも重要です。このため、会費や寄付金・協賛金の確保についてアドバイスを行ったり、企業等による助成金の情報を適切に提供していくほか、市の市民活動団体への補助制度についても積極的に周知します。

また、市民活動団体の中には、熱意や理想はあっても、人材不足やノウハウがないことなどにより、それを事業として形にすることが難しい団体もみられることから、中間支援組織や市民活動の専門家による市民活動団体への個別の助言などの支援を検討します。

⑤協働のまちづくりに向けた体制整備【その他】

これまで行政が担ってきた公益性の高い分野においても、市民活動団体が行政とともに市民サービスの担い手となって、課題解決に取り組むものも現れています。

これらの活動に対しては、共催や補助、業務委託といった様々な協働関係を構築するため、市内における協働の推進体制を整備するとともに、市民活動団体の主体的な事業提案を受けとめ協働へ発展させていく仕組みを検討します。

(2) 市民の協働意識の醸成

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるための市民側の課題として、市民活動団体等が活動するにあたって、さらなる協力や参加が今後求められることから、市民活動に対する理解を深めていくことが必要不可欠です。

市民活動団体等が協働のまちづくりにおいて果たす役割について、広く市民に周知し、意識啓発を図るとともに、様々な形で市政や市民活動に関する情報提供を行うなど、市民と行政との協働によるまちづくりへ向けた市民の意識啓発と市民活動への参加促進に努めます。

①市民活動に関する積極的な情報発信

市民活動を促進するにあたり、まずどのような市民活動が行われているのかといった情報を市民が得る機会が少ないという状況があります。市民がこれらの情報を知ることにより、市民活動を身近に感じ、市民活動への参加や協力をしやすくなる環境づくりが必要です。

そのために、本市で行われている市民活動について、広報紙やホームページ、SNSなどの様々な媒体を通じて、積極的に情報発信を行うことで、市民が市民活動に関心を持つ機会を増やし、市民活動への理解の促進に努めることとします。

②協働のまちづくりや市民活動へ向けた意識啓発の強化

これからのまちづくりにあたっては、市民と行政との協働によるまちづくりが必要とされていますが、市民にとって協働とはどのようなもので、なぜ協働が必要なのかといった点については、まだまだ理解が十分でないといった課題も挙げられます。

また、若年単身世帯やマンション世帯、転勤族など、地域とのかかわりを持たない又は持ちにくい人も、まずは地域活動の重要性を知ること、地域への関心が生まれ、地域への愛着や市民として主体的にまちづくりに関わることに誇りを持つという意識に発展していくように促していく必要があります。

そのために、広報紙やホームページ、SNSなどを活用しての意識啓発を強化し、市民の理解を深め、意識を高めます。このことにより、市民にとって身近な地域活動から参加を促すなど、積極的に市民活動へ参加・協力しやすくなるような環境づくりに努めます。

(3) 企業との協働・連携の促進

近年、「企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）」として、社会貢献活動に積極的に取り組む企業が増え、中には社員に「*プロボノ」活動を義務づける企業もあるなど、企業が「新しい公共」の担い手として期待されてきています。

しかし、調査では、まだ社会貢献活動に取り組んでいない企業が約半数あることや、市民活動団体や行政との協働・連携についても「現在取り組んでおらず、今後も予定はない」としている企業が半数以上を占めている状況であったことから、市民活動に関する情報提供を積極的に行うなど、協働によるまちづくりへ向けた企業の意識啓発と市民活動団体や行政との協働・連携の促進に努めます。

※「プロボノ」:「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とする言葉で、社会人が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動のこと。

①市民活動に関する情報の提供

企業との協働・連携を促進するにあたり、まず、企業自身が、行政の行っている取組やどのような市民活動団体がどのような市民活動を行っているのかといった情報を得る機会が少ないという状況があります。

このようなことから、企業に対して、本市が行っている市民活動促進のための取組や市民活動団体の活動について情報提供を行ったり、行政や市民活動団体の行うイベントや活動に参加・協力を促すことで、市民活動に対する理解の促進に努めます。

②協働のまちづくりへ向けた意識啓発

これからのまちづくりにあたっては、行政のみならず、市民、市民活動団体、企業などあらゆる主体が、適切な役割分担の下で参画し、協働していくことが求められていますが、調査では、市民活動団体との協働・連携を行わない理由として「人的資源や経済的な余裕がない」ことが挙げられており、人的資源や経済面による協働だけに限らず、企業の特徴を生かした新たな協働の検討が必要です。

そのために、企業向けに市民活動団体の活動や協働の事例、効果について情報提供を行うなど、協働のまちづくりへ向けた企業の意識啓発に努めます。

③協働・連携が促進される「場」や「機会」の提供

今後、企業が「新しい公共」の一翼を担っていくためには、市民活動団体や行政など、他団体との協働・連携を促進する必要があります。

そのために、企業を含め市民活動団体や行政など多様な主体による連携促進のためのワークショップを開催したり、新たな協働事業の発掘や情報交換を目的とした意見交換会や交流会を開催するほか、プロボノ活動を促進するなど、協働・連携が促進される「場」や「機会」の提供に努めます。

※調査の詳細については、別冊の「社会貢献活動・市民活動支援等に関するアンケート調査結果」を参照

(4) 職員の意識向上と環境づくり

市民活動団体や企業との協働関係を構築するにあたっては、市民側はもとより、行政内部での協働に対する理解と協力が不可欠です。協働によるまちづくりに関する職員の理解や意識の向上を図るとともに、市民活動団体等との協働に積極的に取り組むための環境づくりに努めます。

①職員研修の充実

市民活動団体等との協働関係を構築するために、まず職員一人ひとりが改めて協働の概念や必要性をきちんと把握し、市民活動団体等への理解を深めることが必要です。

そのために、研修機会の一層の充実を図るのはもちろん、市民活動団体等と職員との意見交換会を開催し、情報交換を行うなど、相互理解と職員の意識向上に努めます。

②庁内の連携による協力体制の充実

地域課題や市民ニーズは多様化しており、協働関係を構築するためには特定の部署だけでなく全庁的な協力体制が必要です。そのために、庁内において市民活動に関する情報を集約し、情報の共有化や庁内の連携を図るなど、全庁的な協力体制の充実に努めます。

③適切な協働手法の選択と新たな協働手法の検討

市民活動団体等との協働の関係は、共催、後援、業務委託、補助など様々な形態が考えられますが、それぞれの事業目的を達成するためには、十分な対話を重ね、その中から最も適切な手法を選択していく必要があります。

その際に、常に最適な協働関係を模索し、既存の協働形態以外であっても、双方が事業目的の達成に向けて最大限の効果を発揮できるような手法の検討に努めます。

○行政職員に求められていること

・職員が率先して行う

行政の職員としては、組織活動として協働は行われます。組織の一員として協働の意識を持ち、事業推進を心掛けることはもちろんですが、あわせて地域における住民の一人としても積極的に地域活動や町内会活動に取り組む姿勢が求められます。

・対話の機会を増やし、協働をコーディネートする

情報がない、相手のことがよく分からないといった課題は行政と市民活動団体のお互いが持っているものです。協働の可能性が少しでもあれば、相手に積極的に関わり、自ら対話の機会を増やすことが重要です。

現在の所属に関わらず、これまで培ってきたノウハウや得てきた情報や人脈を最大限に生かし、企画を提案したり、市民活動に取り組む人たちをつないだりするコーディネーターの役割を担うことが求められます。